

三木市記者発表資料 (令和5年8月29日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
健康福祉部 健康増進課	課長 後藤洋子 (内線715-101)	健康政策係	0794-82-2000 (内線715-102)

タイトル
三木市総合保健福祉センター体力測定室(トレーニングルーム)の 未使用回数券を返金
本件のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・総合保健福祉センターは、感染症対策を優先的に実施するための施設として、貸館等業務は休止中であり、体力測定室についても再開の見通しが立たないため返金対応を実施 ・未使用回数券 1枚当たり 273 円、11 枚当たり 3 千円（販売価格）を上限に指定口座に振込
説明文
<p>新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和 2 年度末より使用を中止している総合保健福祉センター体力測定室の使用料金について、未使用の回数券の取扱いについての問合せが電話や窓口であったことから、以下のとおり返金します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請期間（郵送可） 9月1日（金）～令和6年3月31日（日）（当日消印有効） 2 返金額 273 円／1 枚（11 枚綴り 3 千円で販売のため、11 等分し端数を切上げた金額。なお、11 枚単位で 3 千円を上限とする。） 3 返金方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 還付申請書兼請求書に必要事項を記入し、回数券等と共に市に提出 (2) 書類審査、返金額を決定し、指定口座に振込 4 周知方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 29 年以降の購入者へ還付通知文を郵送 (2) 記者発表、広報みき、ホームページ、SNS、チラシ 5 ホームページ https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/28/61874.html (令和 5 年 8 月 30 日公開)
